

平成28年5月6日

大 垣 市
桑 名 市
海 津 市
養 老 町
神 戸 町
揖 斐 川 町
池 田 町
近畿日本鉄道株式会社
養 老 鉄 道 株 式 会 社

養老線の事業形態変更について

このたび、養老線の事業形態変更に関する基本的な方針について、大垣市、桑名市、海津市、養老町、神戸町、揖斐川町、池田町（以下「沿線市町」といいます。）、近畿日本鉄道(株)及び養老鉄道(株)で合意に至り、本日確認書を交換いたしましたので、お知らせいたします。

養老線は、平成19年10月から、近畿日本鉄道(株)が第三種鉄道事業者、養老鉄道(株)（近畿日本鉄道(株)の100%出資）が第二種鉄道事業者となり、鉄道事業を営んでまいりました。養老鉄道(株)の運営に伴い発生する損失については、近畿日本鉄道(株)と沿線市町で支援するという枠組みで事業を行っておりますが、今後、事業環境はますます厳しくなる見通しであり、今後の養老線の事業形態のあり方について、岐阜県及び三重県も交えて、沿線市町、近畿日本鉄道(株)及び養老鉄道(株)で検討を重ねてまいりました。

その結果、本年3月1日、沿線市町、近畿日本鉄道(株)及び養老鉄道(株)の間で、平成29年中を目途に、沿線市町等が出資して設立する法人が近畿日本鉄道(株)に代わり第三種鉄道事業者となり、養老鉄道(株)が引き続き第二種鉄道事業者として鉄道事業を営む体制へ移行させることについて合意し、その後、確認書の交換に向けて協議を続けてきたところ、本日、基本的な方針を定めた確認書の交換に至ったものです。

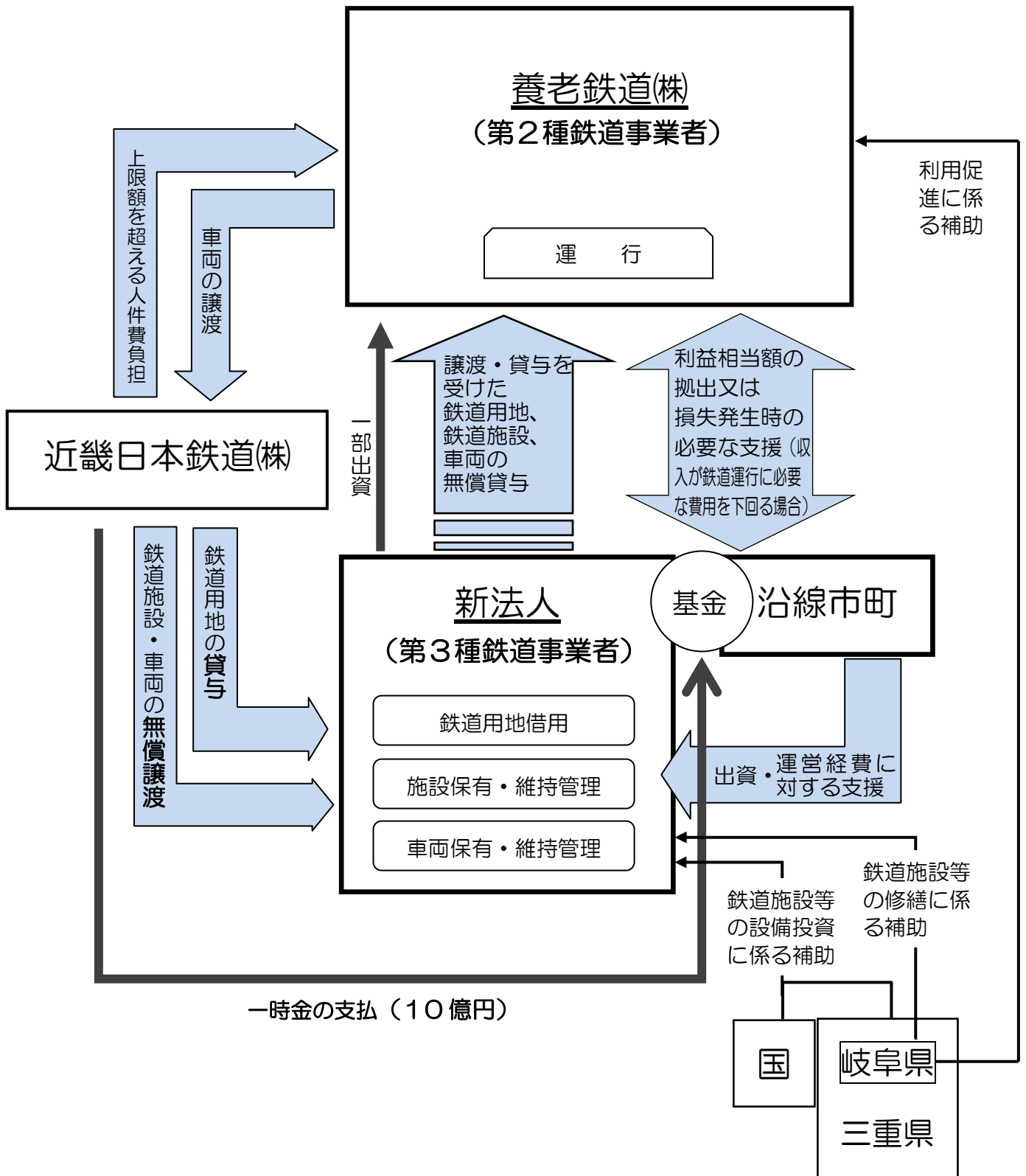
(ご参考)

- ・第二種鉄道事業者…第三者の線路を使用して鉄道事業を営む者をいう。
- ・第三種鉄道事業者…線路を所有し、第二種鉄道事業者に当該線路を使用させる者をいう。

■養老線の事業形態変更に関する確認書 主な合意内容

1. 平成29年中を目途に、沿線市町等が出資して設立する法人（以下「新法人」という。）が第三種鉄道事業者となり、養老鉄道㈱が引き続き第二種鉄道事業者として運行を担う体制に移行
2. 新法人による養老鉄道㈱への一部出資
3. 近畿日本鉄道㈱から新法人に対する鉄道用地の無償貸与及び沿線市町による公租公課免除（ただし、公租公課が免除されない場合は公租公課相当額で貸与）
4. 近畿日本鉄道㈱から新法人への鉄道施設の無償譲渡
5. 近畿日本鉄道㈱から新法人への鉄道車両の無償譲渡（鉄道車両は現在養老鉄道㈱の所有であるため、近畿日本鉄道㈱が養老鉄道㈱から一旦譲受のうえ、新法人へ無償譲渡）
6. 新法人から、養老鉄道㈱への鉄道施設、鉄道車両及び鉄道用地の無償貸与
7. 新法人による安全・安定的な鉄道運行等に必要な設備投資や鉄道施設、鉄道車両及び鉄道用地の維持管理
8. 近畿日本鉄道㈱から養老鉄道経営安定化基金（仮称、以下「基金」という。）への10億円の拠出
9. 養老鉄道㈱の利益相当額の基金への拠出と、収入が鉄道運行に必要な費用を下回る場合の沿線市町又は新法人による必要な支援
10. 養老鉄道㈱の人件費のうち、平成26年度実績を超える金額の近畿日本鉄道㈱による負担
11. 近畿日本鉄道㈱による人材の育成及び専門知識を有する人材の紹介等の人的支援
12. 近畿日本鉄道㈱負担による近鉄名古屋線と養老線との設備分離工事の実施
13. 鉄道事業廃止の場合、新法人は鉄道施設を存置したまま鉄道用地を近畿日本鉄道㈱に返却
14. 確認書において新法人が実施すべき事項についての沿線市町の責任
15. 鉄道事業再構築実施計画の進捗状況についての事業年度ごとの検証と事業形態変更後5年を目途に必要な見直し等について検討する旨を同計画に規定
16. 予め想定していない事態が生じた場合は、確認書条文の変更を発意できることとし、原則として変更の1ヵ年以上前に書面で通知
17. 確認書に定めのない事項又は確認書の条文の内容に疑義が生じた場合は、確認書前文の主旨及び法令に則り協議を実施
18. 事業形態の変更時をもって、現行協定書（平成19年3月23日交換）及び附属覚書は失効

新事業形態スキーム



■ 養老鉄道の概要

営業キロ程・および駅数	桑名・揖斐間 57.5キロ、27駅
軌間	1,067メートル
沿線自治体	岐阜県 大垣市、海津市、養老町、神戸町、揖斐川町、池田町 三重県 桑名市
輸送人員	592万人/年
輸送密度	3,083人/日
営業収入	955百万円
経常損益	△1,031百万円
資本金	100百万円
出資割合	近畿日本鉄道(株)100%

(注) 表中の各数値は、平成26年度実績。

■ 養老鉄道 路線図



■これまでの経緯と今後の予定

明治44年	7月	養老鉄道(株) (初代) 設立
大正2年	7月	養老～池野間開業
	8年	4月 全線 (桑名～揖斐間) 開業
昭和15年	8月	参宮急行電鉄(株) (現 近畿日本鉄道(株)) と合併
平成19年	2月	養老鉄道(株)設立
	10月	上下分離方式による形態での営業開始 (養老鉄道(株)が第二種鉄道事業者、近畿日本鉄道(株)が第三種鉄道事業者)
26年	3月	将来の支援体制および事業形態のあり方等を検討するため、養老鉄道養老線のあり方に関する勉強会を発足(メンバー:沿線市町、近畿日本鉄道(株)、養老鉄道(株)、岐阜県、三重県) 鉄道存続、バス代替案等を検討
28年	3月	沿線市町首長、近畿日本鉄道(株)社長、養老鉄道(株)社長の会談により、事業形態変更に関して基本合意
	5月	事業形態変更に関する基本的な方針を定めた確認書を交換
	7月～	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会(法定協議会)を設立し、地域公共交通網形成計画の策定等の所要の 手続を実施
平成29年中		国への鉄道事業再構築実施計画の認定申請 国による鉄道事業再構築実施計画の認定 新事業形態へ移行

以 上